

**鳥取県産業振興条例修正案についてみなさまから  
お寄せいただいたご意見とその対応（案）について**

**1 個人からのご意見とその対応**

番号	意見者	意見の概要	対応（案）
1	個人	<p>もともと「地産地消」は、県内産の原材料を県内で加工し、消費者に安全と安心を与えるものであると思うが、外国産の原材料を県内で加工したときも地産地消となるのであれば、その安全と安心を根底から覆す条例ではないか。</p> <p>「ブランド」の定義で「他の商品との差別化」ともあるが、悪い意味で「買ってはいけないお土産」として差別化が図られるのではないか。</p>	ご意見を踏まえ、「地産地消」としての定義は行わず、「県産品利用」として定義することとします。
2	個人	県内産・県外産・外国産の原材料どれを使っても、県内でできた加工品は全て「県内産」「地産地消」となるが、食の安全安心が問題視されている時代に、「地産地消」をそのように定義することは大変心配である。お店の人も困るのではないか。	

**2 関係団体及び各市町村からのご意見とその対応**

意見はございませんでした。

**3 執行部からのご意見とその対応**

番号	意見者	意見の概要	対応（案）
1	市場開拓局食のみやこ推進課	「地産地消」は、県内で生産された農林水産物とそれらの加工品を県内で消費することとして全国的に認知されているものであり、今回の修正案のように加工品の原材料の産地を問わないものについては、例えば「県産品利用」として推進する方が消費者に理解が得られやすいのではないか。(県内社会福祉施設では加工品の原材料を問わない地産地消について、施設利用者や保護者の理解を得るのが難しいとの声もある。)	ご意見を踏まえ、「地産地消」としての定義は行わず、「県産品利用」として定義することとします。
2		県経済の発展のためには、「地産地消」とあわせて「県外に打って出る」方向性も条例で明確に規定すべきではないか。	「地産地消」の規定の見直しにあわせてご意見の内容を反映させます。



2011/11/17 16:08

宛先 <gikaisoumu@pref.tottori.jp>

cc

bcc

件名 鳥取県産業振興条例(修正案)について

はじめまして、修正案を拝見しました。

この条項の中で、2条の4項の内容が、気になって、メールさせて頂きました。

4 この条例において「地産地消」とは、県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において当該農林水産物を主たる原材料として生産された加工品を県内で消費することをいう。

上記の「県外において当該農林水産物を主たる原材料として生産された加工品」の記述ですが、この解釈は、外国産の原材料を県内で加工したときも、地産地消となるのでしょうか？

そもそも、地産地消は、県内産の原材料を県内で加工し、消費者に安全と安心を与えるものだと思うのですが、鳥取県は、その安全と安心を、根底から覆す斬新な条例を作るんですね。

この条例が制定されて、全国に知れ渡ったら…「鳥取県产品は、危ないから買わない」、「鳥取に観光に行っても、お土産だけは、他県で買ってね」などと云うような風評被害が多くなるでしょうね。

次の5項の「他の商品等との差別化」は、悪い意味で「買ってはいけないお土産」として差別化を図ることになるでしょうね。

5 この条例において「ブランド」とは、他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。

このような問題は、絶対に発生しないと考えられるなら、このまま制定されてもかまわないと私は思います。

しかし、万一、風評被害が出たら、元に戻すまで、数年はかかります。その間に、県内の企業は倒産、この責任は誰が取るのでしょうか？

以上です。



2011/11/20 19:51

宛先 <gikaisoumu@pref.tottori.jp>

cc

bcc

件名 産業振興条例への意見

産業振興条例の中で定義されている「地産地消」は間違っていないでしょうか。

地産地消の定義の条文では「県内において生産された農林水産物、加工品等…」と定義されていて、加工品の原料について説明がありません。

これでは「原材料は、県内産、県外産、外国産、どれを使っても、できた加工品はすべて県内産」というようになります。外国産の原材料を使っても「県内産」「地産地消」となります。

これだけ食の安全安心が問題視される時代に、外国産の原材料を使って「鳥取県産でございます」とお店の人は到底言えないと思います。

今後の鳥取県の地産地消をこのように定義されるのであれば、大変心配です。

## 鳥取県の地産地消における産業振興条例（修正案）について

食のみやこ推進課

産業振興条例（修正案）	現場の意見を踏まえた対応案	備考
<p><b>(定義)</b> 第2条第4項 この条例において「地産地消」とは、県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において当該農林水産物を主体たる原材料として生産された加工品を県内で消費することをいう。</p> <p>(理由)</p>	<p>この条例において「県産品利用」とは、県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において当該農林水産物を主体たる原材料として生産された加工品を県内で消費することをいう。</p> <p>〔理由〕</p> <p>「地産地消」は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものと県内で消費することとして、既に全国的に取組内容が認知されている。そのため、今回の加工品の原産地を問わない新たな地産地消については、新たなる用語（県産品利用）で推進する方が消費者の理解を得やすい。</p> <p>(特に、給食事業を外部委託している県内の社会福祉施設では「加工品の原産地を問わない地産地消については、施設利用者や保護者の理解を得ることは難しい」との声)</p>	<p>〔国の6次産業化法による解釈〕</p> <p>地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されたものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組です。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながるものです。</p> <p>〔熊本県の地産地消推進条例〕</p> <p>県内農林水産物等を、より身近な地域で優先して消費することをいう。</p> <p>県内農林水産物等</p> <p>県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものをいう。</p>
<p><b>基本方針</b></p> <p>第8条 県は次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>(6) 地産地消の促進を図ること。ただし、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品であって、既にブランドが創出され、又は新たにブランドを創出しようとするもの及びそれを生産することにより公益に寄与するものに重点を置きつつ促進を図ること。</p>	<p>第8条 県は次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>(6) 県産品利用の促進を図ること。ただし、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品であって、既にブランドが創出され、又は新たにブランドを創出しようとするもの及びそれを生産することにより公益に寄与するものに重点を置きつつ促進を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内経済の発展のためにには「地産他消」と併せて「県外に打つて出る」の方向性も必要であるが、そのことを条例の中で明確に位置づけるべき。</li> </ul>
		その他

## 鳥取県産業振興条例の委員長修正案

※ パブリックコメントを踏まえた修正箇所については、字体を変更し、太字見え消しで表示しております。

修正後	修正前
(目的) 第1条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務、事業者、支援団体及び大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県、事業者及び支援団体の責務、大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行う者をいう。 2 略 3 この条例において「大学等」とは、県内に所在する大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。 4 <u>この条例において「県産品利用」「地産地消」とは、県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において生産された当該農林水産物を主たる原材料とする加工品を県内外県内で消費することをいう。</u> 5 <u>この条例において「ブランド」とは、他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。</u> 6 略	(定義) 第2条 この条例において「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行なう者をいう。 2 略 3 この条例において「大学等」とは、大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。
(基本理念) 第3条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民の連携協力により推進されること。 (4) 略	(基本理念) 第3条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民の協力により推進されること。 (4) 略
(事業者等の役割)	(事業者等の責務)

第5条 略  
2及び3 略

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 県産品利用地産地消の促進を図ること。ただし、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品であって、既にブランドが創出され、又は新たにブランドを創出しようとするもの及びそれを生産することにより県土の保全に寄与するものに重点を置きつつ促進を図ること。

(7)及び(8) 略

(9) 事業者の商品等におけるブランドの創出を図ること。

(10)～(12) 略

2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を講ずる場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「県内事業者」という。）であるかどうか及び当該事業者（県内事業者を除く。）が県内事務所等を有して事業活動を行うことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たつて貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

(県の予算執行上の配慮)

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

2及び3 略

第5条 略  
2及び3 略

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 地産地消（県内において生産された農林水産物、加工物等を県内で消費することをいう。）の促進を図ること。

(7)及び(8) 略

(9) 事業者の商品等におけるブランド（他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。）の創出を図ること。

(10)～(12) 略

2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を実施する場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「県内事業者」という。）であるかどうか及び当該事業者（県内事業者を除く。）が県内事務所等を有して事業活動を行なうことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たつて貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

(県の予算執行上の配慮)

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、及び県内の人材、物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

2及び3 略

## 鳥取県産業振興条例（パブコメ後修正案（原案からの見え消し））

本県の産業は、近年の社会経済活動における国際化の進展や国内外における競争の激化と流通構造の変化の中で、事業者の経営環境が圧迫され産業の空洞化が危惧されるなど、大変厳しい環境にさらされている。

このような中、本県の経済の発展及び雇用の確保を期するためには、関西経済圏との融合及び環日本海時代の幕開けをにらみつつ、本県の伝統と文化の中で育った優れた地域の人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等を生かしながら、事業者がその能力を最大限に發揮して主体的かつ創造的な事業活動を行うことにより、強い競争力を有する安定した事業者へと成長発展していくことが不可欠である。

そのためには、県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民は、地域経済の持続的発展においてますます増大する事業者の役割を認識し、事業者が事業活動を円滑に行えるよう緊密に連携協力しながら、これを支援することが重要である。

ここに、私達は、一丸となって、すべての事業者が伸び伸びと事業活動を行うことができる環境整備を推進し、本県の産業を振興することにより、経済活力に満ちあふれ、県民が心豊かで安心して生活できる鳥取県の構築を目指し、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県、事業者及び支援団体の責務、事業者、支援団体及び大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行なう者をいう。

2 この条例において「支援団体」とは、県内に主たる事務所を有する商工会議所、商工会連合会、農業協同組合その他特別の法律により設立された組合その他の事業者の事業活動を支援する団体をいう。

3 この条例において「大学等」とは、県内に所在する大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。

4 この条例において「県産品利用」とは、県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において生産された当該農林水産物を主たる原材料とする加工品を県内外で消費することをいう。

5 この条例において「ブランド」とは、他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。

6 この条例において「物品等」とは、動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

### （基本理念）

第3条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。

（1） 事業者の自主的な事業活動が助長されること。

- (2) 県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資すること。
- (3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民の連携協力協力により推進されること。
- (4) 県内の優れた人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、第8条に規定する基本方針を踏まえ、産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、産業の振興に関する施策を実施する市町村に対し、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等の役割責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業環境の変化に対応し、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

2 支援団体は、基本理念にのっとり、事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するよう努めるものとする。

3 事業者及び支援団体は、県が行う産業の振興に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第6条 大学等は、基本理念にのっとり、地域の人材の育成並びに研究の成果の普及及び活用が県内の産業の振興に資するものであることを理解し、県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第7条 県民は、産業の振興が自らの生活の安定及び向上に寄与するものであることを理解し、県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 本県産業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (2) 従業員が子育て等をしやすい職場環境の整備に取り組む事業者の育成を図ること。
- (3) 事業者の経営の革新を促進するための技術研究の推進及び事業の効率化を図ること。
- (4) 事業者に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- (5) 事業者の受注機会の増大を図ること。
- (6) 県産品利用地産地消（県内において生産された農林水産物、加工物等を県内で消費することをいう。）の促進を図ること。ただし、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品であって、既にブランドが創出され、又は新たにブランドを創出しようとするもの及びそれを生産することにより県土の保全に寄与するものに重点を置きつつ促進を図ること。
- (7) 事業者又は大学等が保有する技術又は研究成果及び県内の人材の活用の促進を図ること。

- (8) 事業者の新たな市場の開拓に向けた取組の促進を図ること。
  - (9) 事業者の商品等におけるブランド(他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。)の創出を図ること。
  - (10) 事業者の創業及び新たな事業の創出を図ること。
  - (11) 産学金官(事業者、大学等、金融機関並びに国、市町村及び県をいう。)の有機的な連携を強化し、技術研究の強化、技術の移転及び研究成果の事業化の促進を図ること。
  - (12) 企業の立地用地の確保等のための環境整備を図りつつ、企業立地を促進するとともに、事業者の有機的な連携を強化し、産業の集積を図ること。
- 2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を講ずる実施する場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの(以下「県内事業者」という。)であるかどうか及び当該事業者(県内事業者を除く。)が県内事務所等を有して事業活動を行う行なうことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

(県の予算執行上の配慮)

- 第9条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等及び県内の人材、物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。
- 2 知事等は、前条第2項に規定する貢献を特にしていると認める県内事業者以外の事業者又はそれらが参加する事業体について、前項の規定に準じた配慮をすることができるものとする。
- 3 知事等は、毎年度、工事(一請負契約につき請負金額が1,000万円以上のものに限る。)、委託業務(一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。)及び物品等の調達(一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。)における事業者の受注の状況を公表するものとする。

(財政上の措置等)

- 第10条 県は、産業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとし、産業の振興のために必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。